

松戸市景観基本計画改定（案）・松戸市景観計画改定（案）への意見と市の考え方

「松戸市景観基本計画」改定（案）・「松戸市景観計画」改定（案）について、皆様からご意見を募集したところ、以下のとおりご意見をいただきました。

ご意見を提出いただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

パブリックコメント実施手続結果の概要

1 意見募集期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月8日（木）

2 意見提出者

松戸市景観基本計画 9者（個人：8・団体：1）

松戸市景観計画 6者（個人：5・団体：1）

3 意見総件数

松戸市景観基本計画 20件

松戸市景観計画 9件

4 意見内容及び回答

別紙のとおり

5 備考

ご意見の公表に際しては、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(松戸市情報公開条例第7条に規定する非開示情報)を除いたものとしします。

また、内容の趣旨を変えない範囲で一部要約して記載しているほか、誤字等も一部修正しています。

なお、同時期に意見募集を行った松戸市景観条例については、改正を行う時期にとりまとめて公表する予定です。

資料	No	頁	項目	意見内容	市の考え方	修正有無
松戸市景観基本計画改定(案)	1	P.1	(2)心象現象	意見：音や匂い、歴史的背景を「心象景観」として定義し、松戸の個性を守ろうとすることに一定の理解はできます。理由と提案：柏市が色彩(マンセル値)などの数値基準を明確にしているのと比較し、1ページの松戸市の「五感」による評価は主観的になりがちです。事業者が予測しやすいよう、「どのような音や風景が具体的に守られるべきか」を地域別にリスト化(見える化)し、協議の基準をより具体的に示す必要があります。	松戸市景観基本計画は景観づくりの方針や考え方を示したものであり、色彩等の数値基準を含む行為の制限(基準)については松戸市景観計画において示しております。	無
	2	P.4	3)距離やスケールによるとらえ方	「視点場」の話題が登場しますが、景観の3要素「視点場」「視対象」「視軸」との関係図を表記して頂けないでしょうか。距離の話題に加えて「視軸」の確保、更には「視点場」の整えも景観では極めて重要。他の自治体の計画でも重きを置かれていないことが多く残念です。松戸市では是非力を入れていただきたい。p.43 から登場する「眺望景観ポイント」を「眺望の視点場」とはできませんでしょうか。	P.4 の視点場、近景・中景・遠景は、景観上の考え方を示したものです。それに対して「眺望景観ポイント」は主要な視点場を表していますが、それは点に限らず、視対象なども含めた面や線になっており、それらを総称して重要なポイントとして示しています。	無
	3	P.5 等	—	本書では「みどり」が200を超える頻度で登場しています。本書において使っている「みどり」という文言を早い段階で定義して頂けないでしょうか。一例を挙げると、登場する場所ごとに話題としている意味内容が、「概念p.5、p.12、p.21・・・」「景観要素p.16・・・」「空間p.11・・・」「緑地」「緑被」「緑視」「緑化」「植物・街路樹p.1・・・」と幅広であり論点がフォーカスしづらいことが残念です。p.10 のように緑の基本計画との関係で使っているのであれば、その点も明示頂けないでしょうか。	「みどり」に関連する文言は多岐にわたっており、記載する箇所や内容により、具体的な対象や言い換えなどを踏まえて、その都度、適切な言葉を使用するようにしています。	無
	4	P.5 P.41～ P.53 P.63 P.65	(4)私たちのまちを理解しよう 景観づくり方針と都市計画マスタープランの地域区分との関係「水辺の景観ゾーン」「江戸川景観ベルト」 (1)松戸地域 (4)古ヶ崎地域 (5)新松戸地域	「ふれあい松戸川」と「江戸川」本流の間は自然保全された散策路です。松戸駅側から向かって右側(川上＝北側)は立ち入り規制となっていますが、左側(川下＝南側)は野鳥観察出来る場所です。四季折々の鳥がいて、愛好家がマナーを守って散策をしています。自転車は進入できません。松戸駅から15分程で野鳥観察出来る場所があって、そこに江戸川に至る一本道そのものもランドスケープではないでしょうか。	ふれあい松戸川は、景観上では、江戸川の一部として含まれているものと考えており、松戸市景観計画ではふれあい松戸川を含め景観重要公共施設に指定しています。	無
	5	P.9	1)目的	<目的>にある【資本整備に追われ、まちの美しさやあり様などについては、あまり目が向けられていたとは言えない状況でした。そうした事実が自然破壊や歴史や文化に対する無理解、まち並みの乱雑さなどにつながり、本市の景観が悪化する一つの要因になっていました】という前提がとても良いと思いました。市民の感覚にとってもあっているからです。 松戸市の景観や街づくりの課題は、今ある素晴らしい景観資本を活かしきれないことだと感じています。 無節操な開発に翻弄され壊されていくのは市民にとってつらいものです。大切な景観資本が活かされず、バラバラで統一感がない。このままだと個性のない魅力のない街になっていくことでしょう。景観が美しいことで多くの観光客が訪れる人気のある街にならって、松戸市でも景観資本を保護し活かすための条例など、思い切った、未来を見据えた景観計画がとても重要だと感じ、期待しています。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も景観資源を生かした良好な景観形成に努めてまいります。	無
	6	P.14	4)観光	「アジサイで有名な本土寺では、近代産業遺産に認定された～」は単純なミスだと思いますが、「本土寺」で止めるべきです。「では」をつけると次の文章も本土寺の話のようになってしまいます。	頂いたご意見を踏まえ、修正いたします。	有
	7	P.40 P.45 P.65 ～66 P.68 ～69 P.71 ～72	景観づくり方針図 ②主要幹線道路景観ベルト (5)新松戸地域 (6)小金地域 (7)馬橋地域	松戸市都市計画道路 3・3・7 号横須賀紙敷線の整備に伴い、「主要幹線道路景観ベルト」として追加と書いてあるが、関さんの森の中を通過していることがどこにも記載されていない。2012年に新松戸方面から、国道6号へつながったのだが、松戸市の事業として整備された区間にも土地区画整理事業で整備された区間にも、街路樹が整備されなかった。後々の経費の面で無理だとのことだった。前後の横須賀区間と小金原・八柱・千駄堀区間にはケヤキの街路樹が植栽されているが、新しく整備された道路にみどりの景観は無い。そうした中で、関さんの森は都市計画道路をカーブさせて守られた全国でも珍しい道路であり、両脇に都市緑地法の特別緑地保全地区や生産緑地法による生産緑地(梅林)が続いており、短い区間ながら、みどりの景観を保全している。その景観を守るために、『関さんの森を育む会』がボランティアで保全活動を続けてすでに30年になる。みどりの都市景観としては重要だと認識して活動を続けているが、残念ながら、この景観基本計画案のどこにも触れられていない。地域別の項目をみても、ページ、65～66の新松戸地域、68～69の小金地域、71～72の馬橋地域のどの地域にも含まれていない。「関さんの森」は、都市化・住宅化される周辺の中で、松戸市のみどりと花の課や公園緑地課や道路関係各課と、埼玉県生態系保護協会と関さんと関さんの森を育む会が協力して必死で守ってきた「みどりの景観」である。松戸市景観基本計画で守るべき「みどりの景観」として正式に記述して、位置づけてほしい。「みどり」を守ることの厳しさを日々の活動で実感している。	関さんの森周辺のみどりは、斜面林景観ベルトに位置付けており、地域特性ごとの景観づくり方針でも斜面林のみどりを大切にすることや、自然資源や地形を活かした景観づくりを目指すことを示しています。	無

資料	No	頁	項目	意見内容	市の考え方	修正有無
松戸市景観基本計画改定(案)	8	—	—	私は北小金に住む市民です。近くに「関さんの森」があり、以前、子どもの遊び場活動をしていた時に、保護者や子ども達とお出かけ観察会や工作の会、映画会を関さんの屋敷林や庭でさせて頂きました。北小金駅からの旧水戸街道の信号の所にも「関さんの森」の案内板がありますし、3・3・7号線の道路が開通し、新松戸駅と新八柱駅行きのバス停にも「関さんの森」があります。私は関さんが開発で失われていく自然の森の景観、そこで生き続ける生き物や植物達の生態系、そして江戸時代からの門や蔵をできるだけその配置のまま残したいという思いに共感する市民です。元市長の川井敏久氏は関家の江戸時代の蔵や薬医門が残る庭を一巡し、松戸市の原風景だとおっしゃったそうです。関さんは先代の意志を引き継ぎ、強い信念を持ち、私財や労力をかけて、できる限り、このままの自然(景観)を未来の子ども達に残したいと、屋敷林は埼玉県生態系保護協会さんに寄贈し、周辺の森の一部は現在、特別緑地保全地区の指定を受け、永久に開発されないでそのままの森として残る場所になっています。歴史を背負っている景観として、私は薬医門の前にあったケンボナシを思い浮かべます。屋敷林と関家の曲がり家と庭と江戸時代からの薬医門、蔵をそのままの配置で残すため、3・3・7号線建設時に、場所を移動した「ケンボナシ」という木です。道路脇の梅林の一角に移動しました。雷に打たれたのか空洞がありますが、樹齢200年です。毎年小さな白い花を咲かせ、軸が膨らみ、その軸が良い香りを出し、食することができます。関さんの森は松戸市にとっても歴史を含めた景観を守ろうとしている貴重な場所です。景観基本計画にきちんとこれを明記し、所有者と市民による景観を守る活動として、評価し、行政として、松戸市の景観や森を守りたい所有者や市民に周知して頂きたいと思います。みどりと歴史を残す景観についての事例に是非、掲載して頂きたいと、切に要望します。	関さんの森周辺のみどりは、斜面林景観ベルトに位置付けており、地域特性ごとの景観づくり方針でも斜面林のみどりを大切にすることや、自然資源や地形を活かした景観づくりを目指すことを示しています。	無
	9	P.41	景観づくり方針と都市計画マスタープランの地域区分との関係	41 ページの表、景観ゾーンの下、みどりと農の景観ゾーン。明地域に黄色いマークが付いていますが、矢切地域の間違いではないでしょうか。基本的に職員がまとめたのでしょうか。地域の特性が良くまとめられていて、素晴らしいと思いました。私が矢切地域にいますと、水辺の景観よりも「みどりと農の景観」の方が圧倒的に印象が強いです。栗山と矢切の斜面林を背景に、市内で唯一最大の広大な農地が広がっている地域なので。"水辺のゾーン"は、松戸駅周辺まちづくり基本構想が生きているからなのではないでしょうか？ 可能ならば、2カ所にマーカー(みどりと農の景観ゾーン、水辺の景観ゾーン)を付けてほしいです。それだけ景観を司る要素が多様な地域だと思います。	景観ゾーンは、地形上の代表的な特徴が同質的にまとまりのある範囲として大きくとらえたものであり、地域特性ごとの景観づくり方針は、それぞれの地域ごとに定めています。	無
	10	P.41 P.42	景観づくり方針と都市計画マスタープランの地域区分との関係 2.景観特性ごとの景観づくり方針	「景観特性ごとの景観づくり方針」の表にある「みどりと農の景観ゾーン」について、明地域と常盤平地域と東部地域に印がついていますが、松戸市で一番広い 80ha ものまとまった農地がある矢切地域に印がついて無いことは不自然です。矢切地域は「水辺の景観ゾーン」だけにしているのは間違いだと思います。景観基本計画案の他のあちこちのページには、背景に矢切・栗山の斜面林を背負った矢切耕地の写真がたくさん使われています。矢切地域には、みどりと農の景観を持った地域づくりを目指して、「みどりと農の景観ゾーン」にも印を付けてください。	景観ゾーンは、地形上の代表的な特徴が同質的にまとまりのある範囲として大きくとらえたものであり、地域特性ごとの景観づくり方針は、それぞれの地域ごとに定めています。	無
	11	P.43 P.52 P.70 等	①江戸川景観ベルト ②中小河川景観ベルト 景観拠点[歴史的景観拠点—旧小金宿周辺]	全体に使われている写真が古いのだと思います。今では、すででない「景観」の写真が載ってます。私が知っているのは一部ですが、43 ページの江戸川景観ベルトのところ、河川敷にレンゲ畑はありません。こちらも 10 年以上前から、ポピー畑に変わっています。「まつど雨水の会」で参加している 4 月の江戸川花まつりが 5 月の江戸川花まつりに変更されています。菜の花などを撒いて補ってましたが、河川敷にはレンゲが育たないのだそうです。70 ページの本土寺のハナショウブの景観はだいぶ前から無いと聞いてます。アジサイはあるそうです。52 ページの坂川(松戸地域)に載ってる写真に写っている枝垂れ桜の木は伐採されて切り株だけです。他にも現在の景観と合わない写真がありました。私もすべてはチェックできていないのですが、写真の景観は確認し直した方が良いでしょう。	写真につきましては、変更が必要な箇所につきましては修正いたします。	有
	12	P.58 ~59	3)景観づくり方針	(2)矢切地域 3)景観づくり方針の下の表「(略)観光も取り入れた多面的な交流拠点を目指します。」の「多面的な交流拠点」に一瞬戸惑いましたが、次のページの下の方に書いてありました。「農地や菜園を活かした松戸の食を体験できる場を設けるなど」はとても良いと思います。ただ、現時点では「目指します」となっていますが、農地の真ん中に交流拠点を創るのは農作業が非効率になるのでいただけません。イメージだからこそ、可能な限り農地を残すために、水戸街道沿いに持っていく方が良いでしょう。	本計画における景観拠点は、それぞれ松戸の代表的な景観と言える地区を示しています。矢切地域のみどりの交流景観拠点では、みどりの保全活用と河川敷の眺望を活かした開放感ある景観づくりを地域の方針としており、p59の図はその概ねの位置を示すものです。	無

資料	No	頁	項目	意見内容	市の考え方	修正有無
松戸市景観基本計画改定(案)	13	P.58 ~59	3)景観づくり方針	(2)矢切地域の「斜面林・農地・河川がつくる広大な景観を保存します。」は、私が、矢切耕地に巨大物流センター建設計画が浮上して以来、活動を続けている『矢切の耕地を未来につなげる会』も日頃からめざしているところです。もちろん、会では農地としての矢切耕地を保全することをめざしていますが、東京から松戸へ、常磐線で帰ってきてても、国道6号線で帰ってきててもまず目に入る「みどりの景観」です。外環道路ができて一部景観を壊してしまっていて残念ですが、松戸のシンボルともいえる矢切・栗山の斜面林と良く整備された緑の江戸川土手とその間に広がる80haとも言われる矢切耕地のつくる景観は、今壊してはならない、未来へ残すべき「みどりの景観」だと思います。59ページの図の中で緑の破線で囲まれた場所に「斜面林・農地・河川がつくる広大な景観を保存します」と書いてありますが、この緑の破線の輪が小さいのが心配です。上矢切・中矢切・下矢切・栗山の全ての耕地部分を囲むくらいの楕円で囲っていただきたいと思います。一時は止まっていた巨大物流センター建設計画が今でも動いているようですし、物流センターではない他の建築物などの計画も耳にするので、なんとかこの矢切地域のみどりの景観を保存していきたいと思っています。	令和6年4月に策定・公表した都市計画マスタープラン(市街化調整区域編)では、市街化調整区域の土地利用方針について、みどりの保全を基本としつつ、地域活性化に資する計画的な土地利用を図り、魅力ある持続可能なまちづくりを目指していくものとしています。 また、景観基本計画・景観計画では、矢切地域においては農地や斜面林を望む眺望景観ポイントを位置付けており、今回の改定において、農地や斜面林等の自然の保全や活用、動植物に配慮した夜間照明、資材置き場の柵(万能鋼板)等に関する方針や基準を設けており、今後も景観資源を活かした良好な景観形成に努めてまいります。	無
	14	P.58 ~60	(2)矢切地域	松戸市に残っている唯一の広大な食料生産農地と江戸川と矢切の斜面林に囲まれた美しい景観を保全する計画は大変素晴らしい。P.59の地図中の緑色の輪で囲まれた部分は、現在工事が中断している矢切の渡し公園の辺りと思われるが、「観光的な要素も取り入れた多面的な交流拠点」というのは道の駅のような農産物直売所のような施設を想定していると想像され、都市農業を守ることにつながるので賛成である。ただし、農家の高齢化と後継者不在で坂川親水広場と特別支援学校(旧矢切高校跡地)の間に集中している耕作放棄地についての提案がない。ここには農地を埋め立てて物流倉庫を建設する計画があると聞いたが、絶対反対である。ここには、農地バンク制度を活用して規模拡大をしたい農家が農地として利用できないのであれば、生物多様性保全機能があって自然観察もできるピオトープを設置してほしい。矢切地区の農地は本来市街化調整区域なので農地転用は厳しく審査されるべき筈だが、実際は資材置場と称して産廃施設に転用された場所が数箇所あり、自然と調和していないだけでなく非常に景観を損なっているのは、転用を承認した市にも責任がある。	令和6年4月に策定・公表した都市計画マスタープラン(市街化調整区域編)では、市街化調整区域の土地利用方針について、みどりの保全を基本としつつ、地域活性化に資する計画的な土地利用を図り、魅力ある持続可能なまちづくりを目指していくものとしています。 また、景観基本計画・景観計画では、矢切地域においては農地や斜面林を望む眺望景観ポイントを位置付けており、今回の改定において、農地や斜面林等の自然の保全や活用、動植物に配慮した夜間照明、資材置き場の柵(万能鋼板)等に関する方針や基準を設けており、今後も景観資源を活かした良好な景観形成に努めてまいります。	無
	15	P.60	景観拠点[みどりの交流景観拠点-矢切農地一帯]	60ページ 景観拠点 野菊苑の向かいにある公園からの眺めはぜひ活かしてほしいです。都内や近隣地域から矢切地域が好きで来る方は、土手の上のベンチを使っていることが多いので、少し文言を加えられたらと思います。矢切地域の景観が好きで、近隣から訪れる人も大勢います。お弁当を食べる人たちもそれなりにいて、春先などの土日(昼時間)は、ベンチに空きがないくらいです。野鳥は景観には含まれませんか？矢切地域を訪れる人の楽しみの一つが鳥の観察です。キジやカワセミなど、美しい野鳥を見ることが出来ます。ふれあい松戸川のことは書かないのですか？	矢切地域の眺望景観ポイントは、江戸川と野菊苑の双方から設定しています。 また、ふれあい松戸川は、景観上では、江戸川の一部として含まれているものと考えており、松戸市景観計画ではふれあい松戸川を含め景観重要公共施設に指定しています。	無
	16	P.71	3)景観づくり方針	「新松戸駅東側の土地区画整理事業が進められている地区では、都市機能と開放的な生活空間を生かした景観づくりを目指します。」との記述があります。新松戸駅の西側が半世紀ほど前から開発され、マンションが立ち並ぶ都市化された景観となった後に、それとは反対に農地と斜面林のつくる「みどりの景観」が保全されていた東側の「みどりの景観」を完全に破壊する土地区画整理事業です。ここの「みどりの景観」は、松戸の台地の端に今でも、飛び飛びに残っている斜面林と市街地に点在する農地がつくる貴重な「みどりの景観」の一つでした。そしてその新松戸駅東側の「みどりの景観」はその東に広がる関さんの森や小金の東漸寺の斜面林へと続いていたのです。その貴重な「みどりの景観」を少しも残さない土地区画整理事業計画を支援する計画案になります。樹林地・農地を保全することで気候変動対策やゼロカーボン達成しなくてはならないこれからの時代に、ここでは「これまで新松戸駅の東側地区で保存されてきた斜面林等のみどりを生かした景観づくりを目指します。」としてもらいたいと思います。	当該地区周辺は、商業地景観拠点及び斜面林景観ベルトに位置付けており、安全で快適な商業地の景観の形成と地形を活かしたみどりのうらおいを感じる事ができる景観づくりを目指していきます。	無
	17	P.77	(9)常盤平地域 図	図においても文においても、京成線の北側の「みどり(緑地・緑被・緑視)」の景観を継承するための位置づけを明示頂けませんでしょうか。千駄堀、金ヶ作のエリアの景観価値を共有できるようにお願いいたします。	当該地域は台地の景観ゾーンとして、成熟したみどりを市民の共有財産として次世代に継承することなどを景観づくり方針として定めており、今後も景観資源を活かした良好な景観形成に努めてまいります。	無
	18	P.97 ~100	6.景観づくりに関する法制度	景観法に限らず、関連する法制度について記述があります。本計画及び本条例は、公共の福祉に資する計画であることは理解していますが、やはり規制を伴う権力的な計画でもあります。「松戸市景観計画」には規制について、景観法に関連させその詳細を記載していますが、その他都市計画や建築基準法についての詳細は掲載されていません。基本計画にあえてその他法制度を記述している以上は、どのようなことが、どこに掲載されているのかを明示する必要があると思います。ご検討をお願いします。	本項目は、景観法以外にも景観づくりに関連する規制(建物高さ・形態・意匠等、緑、屋外広告物等)をかけることができる制度(根拠法)があることを示すために掲載しているものです。	無

資料	No	頁	項目	意見内容	市の考え方	修正有無
基本計画改定(案) 松戸市景観	19	P.100	(2)景観づくりの推進方策の例示	意見：建築物の色彩や形態について、柏市のような「チェックリスト」や「数値基準」をもっと強化すべきです。 理由と提案：柏市では建築物の外壁色彩にマンセル値を用いた具体的な制限を設けています。松戸市の案では「配慮」という言葉が多く、強制力や具体性に欠ける懸念があります。100 ページ(施策の具体例)「④周辺環境に調和する大規模建築物のルールをつくろう」や「⑩色彩や素材に配慮した建物をつくろう」といった「これからルールを作る・整備する」という段階の表現にとどまっています。より明確なガイドラインが必要であると考えます。	松戸市景観基本計画は景観づくりの方針や考え方を示したものであり、色彩等の数値基準を含む行為の制限(基準)については松戸市景観計画において示しております。また、チェックリストについては、松戸市景観条例に定める事前協議の際に申請者に作成を求めており、これに基づき協議を行っております。	無
	20	P.101	(1)景観行政団体としての体制づくり	項目意図ならびに文意に照らして考えると、図中文字「景観」は、基本理念の言葉でもある「景観づくり」としては如何でしょうか。	本図は松戸市の関係部局を端的に示したものであり、ここでいう「景観」は景観担当部局を指したものです。	無
松戸市景観計画改定(案)	21	P.18	水辺への配慮	配慮すべき景観要素の河川に「ふれあい松戸川」もいれていただきたいと思います。	ふれあい松戸川は、景観上では、江戸川の一部として含まれているものと考えており、景観重要公共施設にはふれあい松戸川を含め指定していません。	無
	22	P.58 ~64	6章 景観重要公共施設に関する事項	景観重要道路に市立松戸高校前さくら並木の道路をいれていただけなんでしょうか。	景観重要公共施設の指定にあたっては、「市の景観の骨格を形成する、景観ベルトや景観拠点の一部を構成する施設」「地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設」「地域の景観形成に先導的役割を果たす位置づけをされた公共施設」といった基準から総合的に判断しており、また、指定の方針や整備と占用許可基準の設定にあたっては施設管理者等との調整も必要となるため、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	無
	23	P.59	2 景観重要公共施設の指定について	景観重要道路に、八柱霊園の南側道路(市立松戸高校の北側)の桜通りを位置づけていただけなんでしょうか。背景に広がる景色は価値がありますし、建て込んでいない周辺土地利用の関係からも将来性があると思います。	景観重要公共施設の指定にあたっては、「市の景観の骨格を形成する、景観ベルトや景観拠点の一部を構成する施設」「地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設」「地域の景観形成に先導的役割を果たす位置づけをされた公共施設」といった基準から総合的に判断しており、また、指定の方針や整備と占用許可基準の設定にあたっては施設管理者等との調整も必要となるため、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	無
	24	P.62	③景観重要公園	景観重要公園に「金ケ作公園」、「新松戸中央公園」を取り上げていただけませんか。いずれも造成公園ですが、50年の歴史を持ち地域の核として重要な景観を構成しています。	景観重要公共施設の指定にあたっては、「市の景観の骨格を形成する、景観ベルトや景観拠点の一部を構成する施設」「地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設」「地域の景観形成に先導的役割を果たす位置づけをされた公共施設」といった基準から総合的に判断しており、また、指定の方針や整備と占用許可基準の設定にあたっては施設管理者等との調整も必要となるため、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	無
	25	P.69	(2)段階的な施策の推進について	地区によって、より厳しい規制について記述があります。本計画及び本条例は、公共の福祉に資する計画であることは理解していますが、やはり規制を伴う権力的な計画でもあります。本計画では規制について、前段までで規制についてその詳細を丁寧に記載していますが、この章における都市計画法や建築基準法についての詳細は掲載されていません。本計画にあえてその他法制度を記述している以上は、どのようなことが、どこに掲載されているのかを明示する必要があります。ご検討をお願いします。	本項目は、景観法以外にも景観づくりに関連する規制(建物高さ・形態・意匠等、緑、屋外広告物等)をかけることができる制度(根拠法)があることを示すために掲載しているものです。	無
	26	別紙 P.2	景観形成重点地区・景観形成推進地区について	今回の計画案では、(1)景観形成重点地区には「松戸駅周辺地区」が上げられているだけですが、他に、松戸の玄関口ともいべき矢切地域の「みどりの景観」と中心部にある『21世紀の森と広場』(公園)周辺地域を候補地区とすべきだと思います。矢切地域は松戸に残された唯一のまとまった耕地と斜面林と江戸川が作り上げる貴重な「みどりの景観」です。そして、千駄堀にある『21世紀の森と広場』は松戸市が大切な市民の税金を注いで造った「みどりの景観」ですが、この公園を囲んでいる斜面林はまだ民有林がほとんどです。これらが失われると、この公園の「みどりの景観」が大きく損なわれてしまいます。(2)の景観形成推進地区の候補でもよいので、ぜひ景観計画で地区指定してください。	該当ページは、今回の改定時に指定予定の景観形成重点地区及び景観形成推進地区を記載したものです。 景観形成重点地区及び景観形成推進地区の指定は、住民や地域の合意形成に基づき進めるものであるため、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	無

資料	No	頁	項目	意見内容	市の考え方	修正有無
松戸市景観計画改定(案)	27	別紙 P.6	②デジタルサイネージの景観配慮指針	貴部署の管轄ではないかもしれませんが、街の景観としての「公共デジタルサイネージ」は、設置箇所と掲載内容も含めて総合的に市の関係部署の方針を調整した計画が必要でしょう。一例として、景観情報、環境関連情報などの「見える化」です。例えば、松戸市のCO2排出量の総合的な変化、部門別(産官学など)、防災啓発(ナッジ)などは環境部やSDGs推進室との連携が必要でしょう。また、市に在留する、あるいは在職、通学する外国人への多言語のお知らせなどです。景観計画の対象になりませんか。	貴重なご意見ありがとうございます。公共でデジタルサイネージを設置する際には、今回いただいた意見を参考とさせていただきます。	無
	28	—	—	案はどれも素晴らしいものでした。が、実効性が疑問でした。 目的にあるような、これまでの乱開発による景観悪化をとめて、より良くするのは至難の業です。掲載写真はどれも素晴らしいものですが、点にすぎません。その周囲はバラバラ。歴史を感じる街並み、自然の豊かさ、人が集まるような美しい街並みを保つには、良い景観を面にしなくてははいけません。松戸に欠けているのは、面の美しさです。歩いても歩いて美しさが続く、歩いても歩いて歴史を感じる、そういう場所に人は集まります。 たとえば本土寺。本土寺近くは素晴らしい景観ですが、駅から本土寺へと続く途中の道が残念だという声が多い。今夏行われた本土寺参道の街路樹の強剪定に関しては、周辺住民も知らず、強い不満を耳にしました。 改定案は未だ<点>を守るものであるように感じました。その区域の景観の良さをまるごと<面>で変えるにはどうすればよいのか。そこまで踏み込んだ視点が欲しいです。例えば、1階部分の空き店舗を減らす条例づくり。本土寺参道など観光地化できる場所の商業許可。景観重視のためのカラーや建物、植栽のルール作成と統一。車の乗り入れ規制など。鎌倉、京都、川越、谷根千などのルールを参考にしながら、ベッドタウンではなく、観光地としても魅力のある街に、松戸はなれるポテンシャルがある、と思っています。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も景観資源を活かした良好な景観形成に努めてまいります。	無
	29	—	—	「松戸市景観条例で対応」とのことですが、条例では、一般民有地における緑の保全、植樹等については触れられていないと思います。例えば世田谷区にある「緑化の誘導基準(面積150平方メートル未満)」のようなものを定めることはできませんか？法的拘束力はないものの、市の姿勢として大事ではないかと思います。また、家を持つということは、景観を含めて地域を構成する一員としての責任が発生すると思うので、市民にも協力を得る必要があると思います。気候危機対策のためにも緑を減らさない努力が、行政にも市民にも求められています。余談ですが、相続が発生した土地が建売業者に売られ、桜の大木が4~5本も伐られてしまい、ほとんど樹木のない家が13軒建ちました。民有地の樹木伐採を防げない、増やせないのがとても残念です。	松戸市景観条例は、景観法の規定に基づき松戸市景観計画に定める内容を実行するための手続きについて定めたものとなります。みどりに関する規定は、松戸市景観計画において景観配慮指針や行為の制限の基準を定めております。	無